

事 務 連 絡
令和4年5月18日

企業年金連合会 会員サービスセンター長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
事業企画課長

他年金選択（併給調整）による支給停止情報の提供及び日本年金機構・住民
基本台帳ネットワークからの情報に基づく失権処理について（回答）

令和4年3月31日付けで企業年金連合会会員サービスセンター長より照会のあった事項について、以下の通り回答します。

回答1. 他年金選択（併給調整）による支給停止情報の提供について

厚生年金に係る支給情報については、日本年金機構法第38条第5項第3号、日本年金機構の業務運営に関する省令第9条第10号及び17号において、「確定給付企業年金」及び「存続厚生年金基金」が行う給付に関する事務を遂行する者に、当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であって、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるときに提供可能とされているところ、御要望の情報については、確定給付企業年金法等に基づいた適正な給付を行うに当たり必要なものと考えられるため、前述の関係法令に基づき、企業年金等に提供することは差し支えない。

回答2. 住民基本台帳ネットワークの死亡情報及び日本年金機構の保有する年金個人情報（死亡失権情報）に基づく失権処理について

住民基本台帳ネットワークの死亡情報等に基づいて、各企業年金等、企業年金連合会の責任と判断のもと、失権処理を行うことは差し支えない。

ただし、確定給付企業年金法第99条等において、戸籍法上の死亡の届出義務者に対して、事業主等又は企業年金連合会への届出の義務を課しているため、失権処理を行ったとしても届出の勧奨は引き続き行う必要がある。